

## 子ども・子育て

### 高松子ども科学あそび隊'18

楽しく遊びながら科学の不思議や仕組みを探ります。小学4年～6年生。5月12日、7月14日、8月25日、9月15日、12月8日、平成31年1月12日の土曜日、午前9時30分～11時30分▷見学会(東京学芸大学)=9月23日(日・祝)午前9時30分～午後3時30分▷オープンあそび隊=11月24日(土)午後1時30分から(全8回)高松学習館、二小体育館ほか。東京学芸大学教育学部理科教育学教室の皆さん。費2,000円(材料代ほか)定20人(申込順)申4月10日(火)から高松学習館(527)0014へ

### ママビクス&ベビーマッサージ～ママすっきり・赤ちゃんにっこり

マッサージを通した赤ちゃんとのふれあいと、ママ向けのゆったり体操でリフレッシュ&仲間づくりをしましょう。市内在住の2か月～6か月の乳児と保護者。5月2日・16日の水曜日、6月14日・28日、7月12日・26日の木曜日、午後1時30分～3時30分(全6回)若葉会館。育児アドバイザー・瀧昌江さん。費1,600円(体操用ゴムバンド代)定15組(申込順)動きやすい服装、バスタオル、飲み物。申4月10日(火)から幸学習館(534)3076へ

### 病児保育室をご利用ください

子どもが病気やけがで通園・通学ができないときなどに、一時的に預かります。▶対象=生後4か月～小学3年生▶保育時間=月曜～金曜日、午前8時

30分～午後5時30分(祝日、年末年始等を除く)。利用には各施設で事前登録が必要です。くわしくは、各施設のホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

●**ぼけっと病児保育室** 幸町1-11-3 さいわいこどもクリニック内(536)7333(電話受付は月曜～金曜日、午前10時～午後5時30分)

●**子ども診療所病児保育室ばおばお** 錦町1-23-25立川相互病院内(521)2777(電話受付は月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時30分) 園保育課付係・内線1324

### おもちゃの病院

子どもたちの物を大切に育てる心をはぐくむため、壊れたおもちゃを修理します。1世帯2点までで先着40点です。壊れた部品なども一緒にお持ちください。部品代がかかる場合は実費負担です。直せないものもあります。直接会場へ。市内在住の方。申4月28日(土)午後1時～3時。場女性総合センター5階。園生活安全課消費生活センター係(528)6801



## お知らせ

### はかりの定期検査

商店での取引や学校、医院等での証明に使用するはかりは、2年に1度、検査を受ける必要があります。7月2日(月)～8月2日(休)に都が定期検査を実施する予定です。定期検査に先立ち、市は4月上旬に検査対象の方に往復はがきの事前調査票を送付します。事前調査票が届かない方、新たに

はかりを使用するようになった方、はかりを使用しなくなった方は、4月20日(金)までにご連絡ください。園生活安全課消費生活センター係(528)6801

### 市内産品の販路拡大にかかる費用を補助します

市は、市内の中小企業が市内産品の販路拡大を目的に支出する以下の経費の2分の1を補助します。上限は30万円。ただし、団体等で申請する場合は60万円。平成30年度中に実施する事業が対象で、採用予定件数は10件。申込順で予算の範囲内での交付です。対象や申請方法など、くわしくは市ホームページをご覧ください。4月10日(火)から受け付けを開始します。▶展示会への出展=出展料、パンフレット等の販促材の作成費▶公的な産業支援機関等の利用=依頼試験・検査にかかる費用、機器利用料、施設利用料など▶知的財産権の取得=特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取得にかかる経費▶広報媒体の作成=会社案内や会社ホームページ等の新規作成▶産業観光課商工振興係・内線2645

### 動物死体の収集

市は飼い犬・飼い猫などのペットの死体は有料で、路上などで死んでいる飼い主不明の動物死体は無料で収集しています。また、ペットについてはご自身で直接、清掃工場(若葉町4-11-19)に持ち込むこともできます。●**収集を依頼する場合** 電話で松浦商事(株)へ▶月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時30分～午後5時=(535)6001▶月曜～金曜日(祝日を

除く)の午後5時～9時▷土曜・日曜日、祝日の午前8時30分～午後9時=090(4618)4808▶処理手数料=4,000円

●**持ち込む場合** ▶受付時間=月曜～金曜日、午前8時30分～正午、午後1時～4時▶処理手数料=3,000円 園ごみ対策課(531)5517

## 官公署・その他

### 自治会・町会の活動を支援「地域の底力発展事業助成」募集

都は、地域活動の担い手である自治会・町会が主催して行う地域の課題を解決するための取り組み(催し、活動等)を支援するため、事業助成を行っています。くわしくは「東京都生活文化局」のホームページをご覧ください。園都生活文化局都民生活部地域活動推進課(03)5388)3166

### 東京都子育て支援員養成研修(第1期)受講者募集

保育や子育て支援事業に従事するために必要な知識や技術等をもつ「子育て支援員」の養成研修(地域保育コース)の受講者を募集します。くわしくは「東京都福祉保健財団」のホームページをご覧ください▶申込期限=4月23日(月)園(公財)東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室子育て支援員担当(03)3344)8533

## たちかわ競輪開催日

●4月12日～14日(立川FⅡ、武雄記念を併売)●4月15日(武雄記念を場外発売)●4月16日～18日(静岡FⅠガールズ(ジャパンカップ)を場外発売)

開催案内・レース結果 (0180)994)223～5

## くらしの相談日程

市役所(523)2111

☎=予約制 ☑=直接会場(先着順) ☎=電話相談 祝日はお休み

相談項目	相談日	時間	場所	連絡先
☎法律相談 相続・金銭貸借等、民事的な法律全般	第1～第4木曜日	9:30～正午	市民相談室	市民相談係 (528)4319
	第1木曜日	13:30～16:30	女性総合センター・アイム5階	
	第2木曜日		たましんRISURUホール5階*	
	第3木曜日		市民相談室	
	第4木曜日		立川タクロス1階	
☎相続・登記・成年後見等	第1・第3・第4火曜日	13:30～16:30	市民相談室	
☎税務相談 所得税、相続税、贈与税等	第2・第4水曜日	13:30～16:25		
☎家事相談 夫婦間、親子間、離婚問題等	第1～第4木曜日	9:20～正午		
	第1・第3火曜日	13:30～16:10		
☎不動産相談 不動産の売買、賃貸借契約等	第2・第4水曜日			
☎交通事故相談	第1水曜日	13:30～16:00		
☎行政手続相談 在留資格・帰化、相続・遺言	第2火曜日	9:20～正午		
☎犯罪被害者等支援相談	月曜～金曜日	8:30～17:00 (正午～13:00を除く)		
☎公益通報者保護相談 (外部通報窓口)		9:30～11:45		
☎人権悩みごと相談 不当な扱い、いやがらせ等	第1水曜日			
☎行政相談 国等への苦情、要望等	第3水曜日	9:00～16:00 (正午～13:00を除く)		
☎消費生活相談 契約トラブル、商品知識、架装請求、多重債務	月曜～金曜日 (第3木曜日は電話相談のみ)			女性総合センター・アイム5階
☎カウンセリング相談	火曜・水曜・土曜日 (土曜日は電話相談のみ)	13:00～17:00		男女平等参画係 (528)6801

\*4月と5月のみ、第2木曜日の法律相談を市民相談室でも行います(13:30～16:30)。

相談項目	相談日	時間	場所	連絡先	
総合福祉センターでの各種相談	☎成年後見相談	第2土曜日	総合福祉センター	地域あんしんセンターたちかわ (529)8319	
	☎法律相談	第3土曜日		社会福祉協議会 (529)8300	
	☎相続相談	第2・第4火曜日			
	☎生活設計相談	第3火曜日		社会福祉協議会 (529)8426	
	☎アルコール相談	第2・第4水曜日			
	☎くらしや仕事の相談	月曜～金曜日		8:30～17:15	くらし・しごとサポートセンター (503)4308
	☎精神障害者の家族相談	第2月曜日(祝日の場合は第3月曜日)		13:30～16:30	立川麦の会 (563)4569
	☎女性相談	月曜～金曜日		8:30～17:00 (正午～13:00を除く)	生活福祉課 子育て推進課
	☎母子相談 ひとり親家庭の相談	月曜～土曜日		9:00～17:00	子ども家庭支援センター (529)8566
	☎子ども総合相談受付 どこに相談したらいいかわからない子どもに関する相談				子ども家庭相談係 (528)6871
☎子育て家庭の相談 子育て家庭への支援の相談	月曜～金曜日	10:00～正午 (一部午後あり)	発達支援係 (529)8586		
☎発達相談 子どもの発達が気になるとき	月曜～土曜日 (就学相談は第2土曜日のみ)		教育支援課相談係 (527)6171		
☎教育・就学相談 学校や家庭での悩み・就学相談	月曜～金曜日	13:00～16:00	子育てひろば (児童館ほか) (528)4335		
☎乳幼児期の相談	月曜～金曜日		たちかわ多文化共生センター (527)0310		
☎在留外国人相談 日常生活等	中国語 英語・ポルトガル語 英語	第1・第4土曜日 第2土曜日 第3・第5土曜日	第1土曜日は行政書士と生活相談員、第2・第3土曜日は行政書士、第4・第5土曜日は生活相談員が対応		